

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月10日

【中間会計期間】 第68期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 株式会社ハローズ

【英訳名】 HALOWS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤利行

【本店の所在の場所】 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 岡山県都窪郡早島町早島3270番地1(本部)

【電話番号】 086-483-1011(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 花岡秀典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 中間会計期間	第68期 中間会計期間	第67期
会計期間	自 2024年3月1日 至 2024年8月31日	自 2025年3月1日 至 2025年8月31日	自 2024年3月1日 至 2025年2月28日
営業収益 (百万円)	103,292	111,549	210,752
経常利益 (百万円)	5,759	5,905	12,301
中間(当期)純利益 (百万円)	3,997	4,085	8,913
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	5,483	5,504	5,491
発行済株式総数 (株)	21,453,600	21,470,900	21,458,100
純資産額 (百万円)	66,034	73,479	70,428
総資産額 (百万円)	122,126	132,754	112,869
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	187.05	191.21	416.95
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	186.22	190.34	415.14
1株当たり配当額 (円)	26.00	34.00	60.00
自己資本比率 (%)	53.9	55.2	62.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	22,145	21,326	15,892
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,677	7,089	13,757
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,770	990	5,245
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	29,836	28,275	15,028

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高及び営業収入の合計額を営業収益として表示しております。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は商品小売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(1) 財政状態の状況

当中間会計期間末において、前事業年度末の財政状態と比べて主な変動は次のとおりであります。

資産の部においては、流動資産は、現金及び預金の増加12,219百万円、売掛金の増加777百万円等により、14,443百万円増加し37,483百万円となりました。有形固定資産は、新店2店舗の新設及び既存店4店舗の改装などにより、5,428百万円増加し82,632百万円となりました。

負債の部においては、金融機関休業日のため、買掛金の未決済分12,213百万円等が含まれていることにより、流動負債は、16,635百万円増加し42,235百万円となりました。固定負債は、長期借入金の増加165百万円等により、198百万円増加し17,039百万円となりました。純資産の部においては、利益剰余金の増加等により、3,051百万円増加し73,479百万円となりました。

(2) 経営成績の状況

営業収益

売上高は、前中間会計期間に比べ8,082百万円増加し、108,485百万円（前年同期比8.0%増）となり、営業収入は、前中間会計期間に比べ174百万円増加し、3,063百万円（前年同期比6.1%増）となりました。

以上の結果、営業収益は、前中間会計期間に比べ8,257百万円増加し、111,549百万円（前年同期比8.0%増）となりました。

この主な要因は、前事業年度開店店舗の増収、既存店舗の売上高の増加によるものであります。なお、既存店舗の売上高は、前年比105.9%となりました。

営業利益

営業利益は、前中間会計期間に比べ109百万円増加し、5,858百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

この主な要因は、売上高の増加に伴う営業総利益の増加によるものであります。

経常利益

経常利益は、前中間会計期間に比べ146百万円増加し、5,905百万円（前年同期比2.5%増）となりました。売上高に対する経常利益の比率は、前中間会計期間と比べ0.3ポイント減少し、5.4%となりました。

中間純利益

税引前中間純利益につきましては、前中間会計期間に比べ159百万円増加し、5,912百万円（前年同期比2.8%増）となり、法人税等は前中間会計期間に比べ72百万円増加し、1,826百万円（前年同期比4.1%増）となりました。その結果、当中間会計期間における中間純利益は前中間会計期間に比べ87百万円増加し、4,085百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローに関しては、順調に利益を獲得しており、特段の変化や問題はありません。詳細は以下のとおりであります。

現金及び現金同等物

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、有形固定資産の取得による支出6,529百万円、長期借入金の返済による支出1,739百万円があったものの、税引前中間純利益5,912百万円、仕入債務の増加14,782百万円、長期借入れによる収入2,000百万円等の要因により、前事業年度末に比べて13,247百万円増加し28,275百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、21,326百万円（前年同期比818百万円減少）でありました。これは主に、税引前中間純利益5,912百万円（前年同期比159百万円増加）、金融機関休業日の影響等による仕入債務の増加14,782百万円（前年同期比863百万円増加）によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、7,089百万円（前年同期比587百万円減少）でありました。これは主に、出店候補地の土地及び新店舗の建設等に伴う有形固定資産の取得による支出6,529百万円（前年同期比202百万円増加）、関係会社貸付けによる支出200百万円（前年同期比267百万円減少）及び敷金及び保証金の差入による支出83百万円（前年同期比263百万円減少）によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は、990百万円（前年同期比1,779百万円減少）でありました。これは主に、長期借入れによる収入2,000百万円（前年同期比2,000百万円増加）、長期借入金の返済による支出1,739百万円（前年同期比316百万円減少）及び配当金の支払額726百万円（前年同期比171百万円増加）によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 重要な設備の新設等

新設等について、当中間会計期間に完成したものは次のとおりであります。

事業所名	設備の内容	所在地	完成年月
西古松店	店舗新設	岡山県岡山市	2025年6月
宇部店	店舗新設	山口県宇部市	2025年7月
手城店	店舗改築	広島県福山市	2025年7月

また、前事業年度末において計画中であった設備の新設等について、当中間会計期間に確定した設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の増 加売場面積 (㎡)
		総額	既支払額				
砥堀店 兵庫県姫路市	店舗新設	1,722	910	自己資金及 び借入金等	2025年 4月	2025年 9月	1,942
呉広店 広島県呉市	店舗新設	6,239	4,444	自己資金及 び借入金等	2025年 2月	2025年 12月	1,948
伊川谷店 兵庫県神戸市	店舗新設	1,037	199	自己資金及 び借入金等	2025年 8月	2026年 1月	2,373
国府店 徳島県徳島市	店舗新設	1,521	758	自己資金及 び借入金等	2025年 6月	2026年 2月	2,125
合計		10,519	6,311				8,388

(注) 1 上記の投資予定金額の総額においては、計画しているリース、受入建設協力金、受入敷金を控除しておりません。

2 完成後の増加売場面積は、スーパーマーケットの面積のみを表示しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,200,000
計	49,200,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年10月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,470,900	21,475,700	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は、 100株であります。
計	21,470,900	21,475,700		

- (注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
2 提出日現在発行数には、2025年10月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

株式報酬型ストックオプション

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2025年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)8
新株予約権の数(個)	66(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2025年6月14日～2025年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,432 資本組入額 2,216(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を得るものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の割当日(2025年6月13日)における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権の数

新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は1個当たり100株とする。

2 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1

株未満の端数は、これを切り捨てる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「2 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)新株予約権の行使条件

上記「4 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「4 新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下a、b、c、d又はeの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- a 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- b 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- c 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- d 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- e 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年3月1日～ 2025年6月27日 (注)1	2,000	21,460,100	3	5,495	3	5,438
2025年6月27日 (注)2	5,600	21,465,700		5,495		5,438
2025年6月28日～ 2025年8月31日 (注)1	5,200	21,470,900	9	5,504	9	5,447

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

(注)2 当社の取締役8名に対する譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行によるものです。

発行形態 第三者割当（会社法第202条の2に基づく無償交付）

発行価格 1株につき4,720円（当該株式の発行に係る当社普通株式の公正な評価額）

資本組入額 1株につき2,360円（当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間が属する各事業年度の末日に、会社計算規則の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額を資本に組み入れるため、募集株式の発行日において資本への組入れはありません）

(5) 【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社サンローズ	広島県福山市加茂町字北山230	4,866,900	22.8
佐藤利行	広島県福山市	2,488,810	11.7
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1	1,822,900	8.5
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	1,396,997	6.5
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシ ティAIR	1,204,100	5.6
ハローズ従業員持株会	広島県福山市南蔵王町6丁目26-7	787,299	3.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	527,400	2.5
佐藤太志	広島県福山市	400,800	1.9
公益財団法人ハローズ財団	岡山県都窪郡早島町早島3262-2	384,000	1.8
株式会社さんみらーズ	広島県福山市春日町2丁目11-32	280,000	1.3
計	-	14,159,206	66.3

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 139,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,326,900	213,269	
単元未満株式	普通株式 4,700		
発行済株式総数	21,470,900		
総株主の議決権		213,269	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権11個)含まれております。

2 「単元未満株式」の「株式数」の欄には、自己株式18株を含んでおります。

【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町 6丁目26-7	139,300	-	139,300	0.65
計		139,300	-	139,300	0.65

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,851	26,070
売掛金	1,710	2,487
商品	4,761	4,761
貯蔵品	5	5
その他	2,722	4,169
貸倒引当金	11	11
流動資産合計	23,040	37,483
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	70,695	75,761
減価償却累計額	28,450	29,864
建物及び構築物(純額)	42,245	45,896
土地	26,842	26,937
その他	17,899	19,987
減価償却累計額	9,783	10,189
その他(純額)	8,116	9,798
有形固定資産合計	77,204	82,632
無形固定資産		
その他	904	927
無形固定資産合計	904	927
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,318	3,387
建設協力金	1,159	1,117
長期前払費用	4,327	4,288
その他	2,914	2,916
投資その他の資産合計	11,720	11,710
固定資産合計	89,829	95,270
資産合計	112,869	132,754

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当中間会計期間 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,331	26,113
1年内返済予定の長期借入金	3,219	3,313
リース債務	343	316
未払金	1,507	3,361
未払費用	1,706	2,406
未払法人税等	2,046	2,026
契約負債	3,287	3,436
その他	2,158	1,260
流動負債合計	25,599	42,235
固定負債		
長期借入金	7,054	7,219
リース債務	511	457
退職給付引当金	909	931
資産除去債務	3,860	3,992
預り建設協力金	943	925
長期預り敷金保証金	2,376	2,419
長期前受収益	905	869
その他	281	222
固定負債合計	16,841	17,039
負債合計	42,441	59,274
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,491	5,504
資本剰余金	5,444	5,465
利益剰余金	59,424	62,782
自己株式	166	508
株主資本合計	70,193	73,244
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
新株予約権	234	234
純資産合計	70,428	73,479
負債純資産合計	112,869	132,754

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 3月 1日 至 2024年 8月 31日)	当中間会計期間 (自 2025年 3月 1日 至 2025年 8月 31日)
売上高	100,403	108,485
売上原価	74,691	81,193
売上総利益	25,711	27,292
営業収入	2,889	3,063
営業総利益	28,601	30,356
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	673	757
消耗品費	850	979
給料及び賞与	9,401	10,169
株式報酬費用	11	31
退職給付費用	34	33
法定福利及び厚生費	1,197	1,310
地代家賃	2,566	2,664
賃借料	143	145
水道光熱費	2,175	2,015
修繕費	591	591
減価償却費	2,160	2,378
租税公課	633	758
その他	2,410	2,663
販売費及び一般管理費合計	22,851	24,497
営業利益	5,749	5,858
営業外収益		
受取利息	11	13
仕入割引	13	12
受取保険金	12	23
受取負担金	2	20
その他	32	28
営業外収益合計	71	97
営業外費用		
支払利息	52	42
その他	8	8
営業外費用合計	61	50
経常利益	5,759	5,905
特別利益		
補助金収入	-	5
賃貸借契約解約益	-	1
その他	0	0
特別利益合計	0	6
特別損失		
固定資産除却損	7	0
特別損失合計	7	0
税引前中間純利益	5,752	5,912
法人税等	1,754	1,826
中間純利益	3,997	4,085

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 3月 1日 至 2024年 8月 31日)	当中間会計期間 (自 2025年 3月 1日 至 2025年 8月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	5,752	5,912
減価償却費	2,160	2,378
退職給付引当金の増減額（は減少）	26	22
受取利息及び受取配当金	11	13
支払利息	52	42
固定資産除却損	7	0
賃貸借契約解約益	-	1
補助金収入	-	5
売上債権の増減額（は増加）	690	777
棚卸資産の増減額（は増加）	53	0
仕入債務の増減額（は減少）	13,918	14,782
契約負債の増減額（は減少）	57	149
預り建設協力金の増減額（は減少）	81	35
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	115	45
その他	2,336	718
小計	23,639	23,217
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	45	36
法人税等の支払額	1,448	1,855
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,145	21,326
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,326	6,529
無形固定資産の取得による支出	75	174
長期前払費用の取得による支出	23	173
関係会社株式の取得による支出	527	-
補助金の受取額	-	5
敷金及び保証金の回収による収入	19	14
敷金及び保証金の差入による支出	347	83
建設協力金の回収による収入	70	69
建設協力金の支払による支出	-	17
関係会社貸付けによる支出	467	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,677	7,089
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	2,000
長期借入金の返済による支出	2,056	1,739
株式の発行による収入	65	21
リース債務の返済による支出	224	185
自己株式の取得による支出	-	360
配当金の支払額	555	726
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,770	990
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	11,697	13,247
現金及び現金同等物の期首残高	18,139	15,028
現金及び現金同等物の中間期末残高	29,836	28,275

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(第一種中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金残高	28,028百万円	26,070百万円
預け金(流動資産その他)	1,808百万円	2,204百万円
現金及び現金同等物	29,836百万円	28,275百万円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年4月11日 取締役会	普通株式	555	26	2024年2月29日	2024年5月24日	利益剰余金

(注) 2024年2月期の期末配当金には、創立65周年記念配当金2円が含まれております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年9月27日 取締役会	普通株式	555	26	2024年8月31日	2024年11月6日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年4月14日 取締役会	普通株式	727	34	2025年2月28日	2025年5月30日	利益剰余金

(注) 2025年2月期の期末配当金には、営業収益2,000億円達成記念配当金2円が含まれております。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年9月26日 取締役会	普通株式	725	34	2025年8月31日	2025年11月5日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(金融商品関係)

現金及び預金、買掛金が事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められますが、当中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当社の所有する株式は、事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、該当する関連会社がないため、記載していません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)

(単位:百万円)

	売上高	営業収入
青果	11,198	114
鮮魚	6,674	
惣菜	13,869	92
精肉	11,497	
生鮮合計	43,239	206
デイリー	24,436	
一般食品	16,850	31
菓子	6,114	
酒類	5,612	
雑貨	4,079	79
催事	69	60
ドライ合計	57,163	171
その他		340
顧客との契約から生じる収益	100,403	717
その他の収益		2,171
外部顧客への売上高	100,403	2,889

(注) 「その他の収益」の主な内容は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(動産及び不動産の賃貸収入)であります。

当中間会計期間（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）

（単位：百万円）

	売上高	営業収入
青果	11,928	117
鮮魚	6,964	
惣菜	15,047	113
精肉	12,401	
生鮮合計	46,342	231
デイリー	26,664	
一般食品	18,919	34
菓子	6,526	
酒類	5,631	
雑貨	4,342	76
催事	59	60
ドライ合計	62,142	171
その他		364
顧客との契約から生じる収益	108,485	768
その他の収益		2,295
外部顧客への売上高	108,485	3,063

（注） 「その他の収益」の主な内容は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用範囲に含まれるリース取引（動産及び不動産の賃貸収入）であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、商品小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
(1) 1株当たり中間純利益	187円05銭	191円21銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	3,997	4,085
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る中間純利益(百万円)	3,997	4,085
普通株式の期中平均株式数(株)	21,372,630	21,366,692
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	186円22銭	190円34銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	95,685	96,794
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2025年4月14日開催の取締役会において、2025年2月28日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	727百万円
1株当たりの金額	34円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2025年5月30日

また、第68期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）中間配当について、2025年9月26日開催の取締役会において、2025年8月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	725百万円
1株当たりの金額	34円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2025年11月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月9日

株式会社ハローズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 士 雄 太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハローズの2025年3月1日から2026年2月28日までの第68期事業年度の中間会計期間（2025年3月1日から2025年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハローズの2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。